

当金庫の考え方

不良債権の状況

リスク管理債権の引当・保全状況

当金庫では、融資業務に当たり地域金融機関として、健全性・公共性重視の観点で取り組んでおりますが、金融機関において経営の健全性を示す重要な情報として、当金庫のリスク管理債権の状況は右記のとおりであり、より透明性の高い開示を行っております。

区分		(単位:百万円)				
		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	実質的なリスク管理債権 (D)=(A)-(B)-(C)	保全率 (%) (B+C)/(A)
破綻先債権	平成21年度	277	51	225	0	100.0
	平成22年度	156	93	63	0	100.0
延滞債権	平成21年度	3,418	2,568	849	0	100.0
	平成22年度	2,926	2,506	420	0	100.0
3ヵ月以上延滞債権	平成21年度	-	-	-	-	-
	平成22年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成21年度	101	69	1	30	69.8
	平成22年度	100	35	0	65	34.8
合計	平成21年度	3,796	2,689	1,076	30	99.2
	平成22年度	3,184	2,634	483	65	97.9

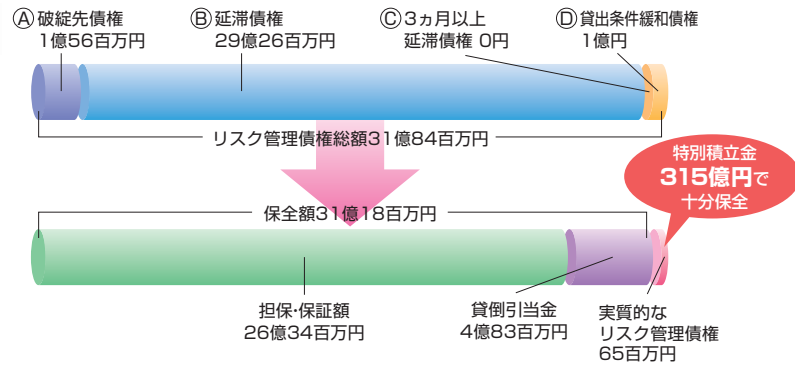
注:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 注1. 「破綻先債権」は、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法・破産法・民事再生法等の法的手続きが生じている債務者や手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。
- 注2. 「延滞債権」は、未収利息を利益に計上していない貸出金で、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 注3. 「3ヵ月以上延滞債権」は、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 注4. 「貸出条件緩和債権」は、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

- 注5. 「担保・保証額」は、自己査定基準に基づいて計算した担保の処分可能見込額および信用保証協会等の保証による回収が可と認められる額の合計額です。
 - 注6. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 注7. 「実質的なリスク管理債権(D)」は、(A)から(B)および(C)を控除した債権です。
 - 注8. 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 当金庫の実質的なリスク管理債権は65百万円となりますが、この金額に対しては、特別積立金315億円の十分な蓄えがあり、リスク管理債権への対応は万全であります。
- なお、ご参考までに当期末における関係項目の金額、比率を次に記載いたしました。
特別積立金 315億円
自己資本比率 17.54%(国内基準)

リスク管理債権に対する備え

「なかしん」のリスク管理債権の取り組みは万全です。平成23年3月末におけるリスク管理債権の総額は31億84百万円。このうち担保・保証額と貸倒引当金により保全される部分が31億18百万円あり、保全率は97.9%となっております。さらにカバー不足の実質的なリスク管理債権65百万円には、特別積立金315億円の十分な蓄えがあり、リスク管理債権への対応は万全であります。



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

地域金融機関として、情報開示により透明性を発揮する観点より、金融再生法に基づく貸出金以外の対象債権を加えた当金庫の開示債権及び同債権に対する保全状況は、右記のとおりであります。

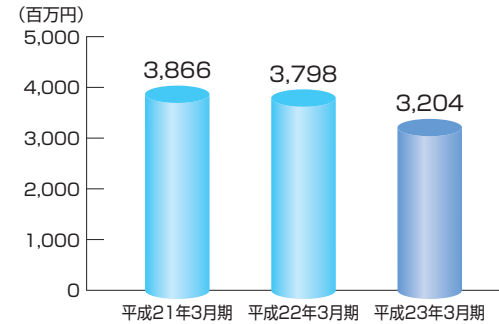
区分		(単位:百万円、%)					
		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当額 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成21年度	3,798	3,768	2,691	1,076	99.2	97.2
	平成22年度	3,204	3,139	2,635	503	97.9	88.4
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成21年度	2,580	2,580	1,554	1,025	100.0	100.0
	平成22年度	1,897	1,897	1,478	419	100.0	100.0
危険債権	平成21年度	1,116	1,116	1,067	49	100.0	100.0
	平成22年度	1,206	1,206	1,122	83	100.0	100.0
要管理債権	平成21年度	101	71	69	1	69.8	5.5
	平成22年度	100	35	35	0	34.8	0
正常先債権	平成21年度	141,893					
	平成22年度	137,400					
合計	平成21年度	145,692					
	平成22年度	140,605					

注:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

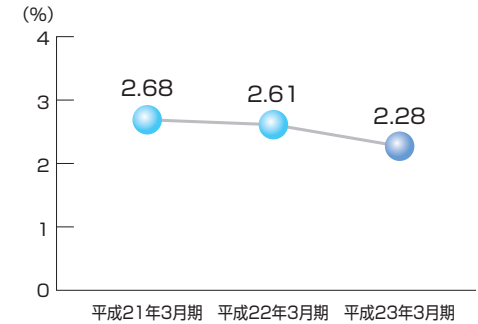
- 注1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 注2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 注3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

- 注4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 - 注5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 当金庫の実質的な金融再生法上の不良債権は65百万円となりますが、この金額に対しては、特別積立金315億円の十分な蓄えがあり、不良債権への対応は万全であります。

金融再生法上の不良債権の推移



不良債権比率の推移



信用金庫法と金融再生法の相違点について

信用金庫法のリスク管理債権は、開示対象債権の範囲が「貸出金」のみであるのに対し、金融再生法の開示対象債権は、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返」までの範囲となっており、開示額の基準については、信用金庫法は個別貸出金単位であるのに対し、金融再生法では債務者単位となっております。

区分	信用金庫法	金融再生法
開示対象債権の範囲	貸出金	貸出金・貸付有価証券・外国為替・未収利息・仮払金・債務保証見返
開示額の集計単位	個別貸出金単位	債務者単位

リスク管理体制

金融の自由化・国際化ならびにIT技術などが進展し、金融機関を取り巻く環境は大きく変化するなか、取扱い業務や金融サービスが多様化・複雑化しています。

当金庫では社会性・公共性の高い金融機関業務を行う上でさまざまなリスクの所在を正しく把握し、リスク管理体制の強化をはかることが、経営の健全性確保と収益性・効率性の向上につながる重点項目と位置づけております。

また、リスク管理の重要性を考慮し、理事会を最終意志決定機関とした管理体制を整備しております。さらには、自己責任に基づくリスク管理の実効性を高めるため「リスク管理規定」を制定し、これにより相互牽制の整備とリスクの軽量化・分散化に努め、金融環境の変化に対応できる強固なリスク管理体制を構築いたしております。

